

築上町告示第18号

令和5年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年2月14日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和5年3月2日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

江本 守君	吉原 秀樹君
北代 恵君	宗 晶子君
丸山 年弘君	池永 巖君
鞆野 希昭君	工藤 久司君
武道 修司君	池亀 豊君
田村 兼光君	信田 博見君
田原 宗憲君	塩田 文男君

○3月6日に応招した議員

○3月8日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第1回 築上町議会定例会会議録（第1日）

令和5年3月2日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和5年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
- 日程第4 議案第3号 令和4年度築上町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第5 議案第4号 令和5年度築上町一般会計予算について
- 日程第6 議案第5号 令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第6号 令和5年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第7号 令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第8号 令和5年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第9号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第10号 令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第11号 令和5年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第13 議案第12号 令和5年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第13号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 築上町職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 築上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 築上町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第21 議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第22 議案第21号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第22号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第24号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第25号 築上町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第26号 築上町手話言語条例の制定について
- 日程第28 議案第27号 築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第28号 築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第29号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第32号 築上町教育委員会教育長の任命について
- 日程第34 議案第33号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第35 議案第34号 町道路線の変更について
- 日程第36 議案第35号 権利の放棄について
- 日程第37 議案第36号 築上町教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
- 日程第4 議案第3号 令和4年度築上町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第5 議案第4号 令和5年度築上町一般会計予算について
- 日程第6 議案第5号 令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

- 日程第7 議案第6号 令和5年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第7号 令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第8号 令和5年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第9号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第10号 令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第11号 令和5年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第13 議案第12号 令和5年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第13号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 築上町職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 築上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 築上町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第21 議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第22号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第24号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第25号 築上町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第26号 築上町手話言語条例の制定について
- 日程第28 議案第27号 築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第29 議案第28号 築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第29号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第32号 築上町教育委員会教育長の任命について
- 日程第34 議案第33号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第35 議案第34号 町道路線の変更について
- 日程第36 議案第35号 権利の放棄について
- 日程第37 議案第36号 築上町教育委員会委員の任命について

出席議員 (12名)

1番	江本 守君	2番	吉原 秀樹君
3番	北代 恵君	4番	宗 晶子君
5番	丸山 年弘君	6番	池永 巖君
8番	工藤 久司君	9番	武道 修司君
10番	池亀 豊君	12番	信田 博見君
13番	田原 宗憲君	14番	塩田 文男君

欠席議員 (2名)

7番	鞆野 希昭君	11番	田村 兼光君
----	--------	-----	--------

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	西田 哲幸君	次長	横内 秀樹君
書記	小野 聖佳君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
教育長	……………	久保ひろみ君			
会計管理者兼会計課長	……………				石井 紫君

総務課長	……………	椎野 満博君	企画財政課長	……………	元島 信一君
まちづくり振興課長	…	桑野 智君	人権課長	……………	樽本 知也君
税務課長	……………	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	…	吉川 千保君
保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	古市 照雄君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	……………	尾座本三雄君
農業委員会事務局長	…	北代 幸介君	監査委員事務局長	……	脇山千賀子君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、令和5年第1回築上町議会定例会を開会いたします。

新川町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） おはようございます。3月の第1回定例会、招集いたしましたところ、御出席を頂き、大変ありがとうございます。

本当に3月に入って春らしくなってきました。梅の花も、遅れておりましたが満開に近づいておるところでございます。もうすぐ菜の花も咲いてくるんじゃないかなと、そして桜という形になろうかと思っております。若干、行政報告という形でさせていただきたいと思っております。

コロナの関係でございますが、私ごとでございますけれども、濃厚接触ということで1週間ほど、ちょっと自宅で待機させていただいて、議運とか出席できなくて、皆さんに御心配と御迷惑をかけたところがございますので、この場を借りてお詫びを申し上げたいと思っております。

そしてまた、コロナもウイズコロナというようなことで、5月8日からはもうマスクを取るという話に国のほうではなっておるようでございまして、それに準じて当築上町においてもそういう形でいかざるを得ない形になろうかと思っております。

そしてまた、令和5年度予算という形で、一般会計では116億4,910万円を計上させていただいておるところでございます。そしてまた、今年度、令和5年度の始まりという形の中で基本的な形ではウイズコロナで、とにかくコロナを克服していこうというようなことで、一応3月31日をもって（ ）コロナ対策班を解散して、元の部署の1階のほうの子育ての中に入ります。そして、あと包括のほうを今の特別対策の部屋のほうに持ってきて図書館の準備をやっていくというような形になろうかと思っております。

そしてまた、子育てと教育、両面性から見て、小中学校の給食費の無料化を昨年はコロナとそれから物価高騰の給付金の中で行ってまいりましたが、独自に令和5年からやっていこうかな

ということで、非常に財源的には難しい面もございます。5年度の学校給食の無償化という形になって、今までためてありました米軍再編の給食費の——米飯給食もございます——これらと、それからふるさと納税のお金がたまっておりますので、この金を利用して令和5年度は無償化、そしてあと、年々、恒常的な予算を追及しながら、そして基金をつかって円滑な学校給食の無償化を図っていききたいと、このような計画をしておるところでございます。

そしてまた、国も世界的な形で脱炭素ということで、本町においても昨年の10月1日にゼロカーボン宣言都市を宣言いたしました。それに基づいて実質的には令和5年から脱カーボンという形の中で、2050年には脱炭素、ゼロという、目標を世界各国で定めておるところでございます。徐々にこの脱炭素、2050年目標にやっていくと。そのためには、基本的にはカーボンニュートラルというのを念頭に置きながら、1年で炭酸ガスを出して炭酸ガスを吸収するという、こういうカーボンニュートラルのできるだけ施策はやっていくべきであろう、そしてまた自然エネルギーというものも普及をしながら、本町においてもそういう一つの脱炭素の政策を進めていくべきであろうというふうに考えておるところでございます。

それからあと、御存じのとおり、学校再編、これに基づいても、令和9年を目標に今から着実にこの学校再編を進めていくべく教育委員会のほうで協力していただきながら、私どもも学校施設整備については町がやっていくという形になろうと思っておりますので、そのところ、教育委員会と一体となりながら、この学校再編に取り組んでまいりたいとこのように考えているところでございます。

それとあと最後になりますが、今まで財産区制度がございました。昭和30年の町村合併のときに財産区を、山を残して、合併促進のためには山まで持って新しい合併はできないよという考え方があったと聞いております。その中で築城においては上城井財産区、上城井村の村有林、それから下城井村の村有林、これを財産区として残す。椎田においては葛城村、西角田村、村有林がございましたが、これを財産区として残すということで、発足以来ずっと議会制を採ってまいりましたが、世の中の推移とともに財産区制度の議会制をなくそうというふうなことで、先般の財産区の議会で県知事のほうと協議をしながら、これは県知事の提案になりますけれども、県知事のほうから財産区議会制度の廃止についてという議案が、これは上城井財産区、それから葛城財産区、西角田財産区ということで議決がされて、既に県のほうにはこの報告をして、告示を県のほうから本町に依頼されてくる手はずになっているところでございます。

そういう形の中で、この3つの財産区については、地域の代表によって管理会制度というものを——財産区管理者は町長として、ずっとこれは変わらないわけでございますけれども、管理委員会の皆さんと相談しながら、管理委員会の同意を得ながら、全ての地方自治法に規定されておる議決事項については、当築上町の議会において、例えば予算、決算、それからその他条例という

か法令で定められておる議決案件があれば、築上町の議会において議決を頂くと、このような手はずになるわけでございます。

ただし、もう一つ、下城井財産区については、議会のほうがまだ解散はしないという意向があるようでございまして、従前どおり、下城井財産区については従前の形で運営をしていくという形になりますので、あと3つの財産区については、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それと今回の提案予算は、予算が3号議案から12号議案まで9件、それから条例が13号議案から29号議案まで17件、そしてあと、その他で指定管理が2件ございます。そして人事案件が教育長の人事案件、それから公平委員の辞任が出ましたので、その後任という形で提案させていただきます。あと、町道の認定が1件、そしてあと権利放棄ということで、今まで住宅改修資金の中で国から助成を頂いておったものをまだ権利放棄していなかったということで、この権利放棄関係を1件させていただきます。それともう1件が、あと追加議案という形で人事案件ということで教育委員の任命という、これ同時に出せればよかったですけど、なかなか調整に難航いたしまして遅れましたので、追加予算という形で予算を提案させていただく予定にしておるところでございますので、そういう形で非常に多くの案件でございますけれども、全件採択を頂きますようお願い申し上げます、私の議会開会の挨拶といろんな行政報告にさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（武道 修司君） これで行政報告は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、田原宗憲議員、14番、塩田文男議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。塩田委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

2月27日、議会運営委員会を開催し、お手元の配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

3月2日、本日は、本会議での議案の上程。なお、議案第32号から33号及び議案第36号

の人事案件については、中日、3月6日に採決することとして協議いたしました。

3月3日は考案日です。

4日、5日は休会とします。

3月6日月曜日、本会議で議案に対する質疑と委員会付託とします。

3月7日は考案日です。

3月8日、9日は本会議で一般質問とします。一般質問については9名の通告があり、8日に5人、9日に4人とします。

3月10日は一般質問の予備日とします。

3月11、12は休会です。

3月13日は厚生文教常任委員会とします。

3月14日は総務産業建設常任委員会とします。

15日は予備日とします。

3月16日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決とします。

なお、所管外の議案質疑要望の締切りについては、3月7日正午までとします。

以上、会期は、本日から3月16日までの15日間とすることが適当だと決定しましたので御報告いたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月16日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月16日までの15日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第3号外33件です。ほかに例月出納現金検査の報告及び随時監査の報告が配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第 6. 議案第 5 号

日程第 7. 議案第 6 号

日程第 8. 議案第 7 号

日程第 9. 議案第 8 号

日程第 10. 議案第 9 号

日程第 11. 議案第 10 号

日程第 12. 議案第 11 号

日程第 13. 議案第 12 号

○議長（武道 修司君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第 4、議案第 3 号令和 4 年度築上町一般会計補正予算（第 11 号）についてから、日程第 13、議案第 12 号令和 5 年度築上町下水道事業会計予算についてまでを、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号から議案第 12 号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） **議案第 3 号**令和 4 年度築上町一般会計補正予算（第 11 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度築上町一般会計補正予算（第 11 号）を別紙のとおり提出する。

議案第 4 号令和 5 年度築上町一般会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 5 号令和 5 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 6 号令和 5 年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 7 号令和 5 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 8 号令和 5 年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

り提出する。

議案第9号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第10号 令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第11号 令和5年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和5年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第12号 令和5年度築上町下水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和5年度築上町下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第3号は、令和4年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてでございますが、本案は、既定の歳入歳出予算の総額129億9,073万8,000円に1億7,077万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を131億6,150万8,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、事業費の確定及び決算見込みによる関連予算の減額のほか、鳥獣被害防止総合対策事業費1,480万1,000円、農村地域防災減災事業4,840万円、防衛省の補助を活用し造成する基金を含む基金積立金、これは防災まちづくり、環境施設、バス運行事業、環境美化推進、有機液肥製造施設、学校給食運営、学校教育環境整備、運用利子積立てということで3億4,719万4,000円を計上するものでございます。

歳入の主なものについては、鳥獣被害防止総合対策交付金1,480万円、農村地域防災減災事業費補助金3,500万円、基金費国庫補助金3億3,919万4,000円、普通交付税8,319万7,000円を充てるようにしておるところでございます。

また、交付金充当等による財源振替も行っておるところでございます。

そしてまた、繰越明許費の追加を3件、地方債の変更を2件計上しておるところでございます。

次に、議案第4号令和5年度築上町一般会計予算についてでございますが、本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億4,910万円と定め、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと6億2,610万円の増でございます。

す。

昨年は町長選挙のために骨格予算の編成でございましたので、昨年よりは少し増えておる額となっております。今回の主なものは、図書館整備事業費、社会福祉施設整備事業費等の普通建設事業費の増があります。また、町内小中学校に就学している児童生徒の給食費を無償化する、いわゆる賄材料費の増があるところでございます。

また、債務負担行為の設定1件及び臨時財政対策債など5件の地方債の限度額等を定めるものもあるわけでございます。

予算案の概要は以上でございます。

そしてまた、歳入で、町債は図書館整備事業ということで2億2,635万円増の7億1,483万円、これを合併特例債を借りる予定をしておるところでございます。

なお、財源不足については、財政調整基金等の積立金、減債基金、地域振興基金の取壊し及び町債の発行などにより財源確保を行っておるところでございます。

次に、議案第5号でございますけれども、令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額を326万円と定め、一時借入金の最高限度額を1億9,000万円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、総務管理費246万7,000円、歳入は、貸付金の元利収入255万1,000円及び県からの補助金が70万5,000円ということで予算を組まさせていただきます。

次に、議案第6号令和5年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてでございます。

本案は、歳入歳出の総額をそれぞれ506万7,000円と定め、歳入の主なものについては、奨学金基金預金利子20万円、奨学金基金繰入金324万円、奨学金貸付金元金収入138万円でございます。

歳出の主なものは、奨学金貸付金が324万円、基金利子積立金20万1,000円ということで、今年度貸付予定は新規4名、継続2名を計画をしておるところでございます。

次に、議案第7号令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13万円と定め、本会計は既貸付金の返済回収業務を行っているものであり、この会計、非常に回収は困難な状況になっておるところでございます。

それから、議案第8号令和5年度築上町霊園事業特別会計予算についてでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ453万7,000円と定め、一時借入金の

限度額を100万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が196万7,000円、基金繰入金237万8,000円という形で組まさせていただきます。

歳出の主なものは、総務管理費が353万5,000円、一般会計繰出金100万円でございます。

今年度の販売予定は、小区画3を見込んでおるところでございます。

次に、議案第9号令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本案は、歳入歳出予算総額を20億1,629万5,000円と定め、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、国保税3億1,832万4,000円、県支出金14億9,744万5,000円、繰入金1億9,822万3,000円という形で歳入を組まさせていただきます。

歳出の主なものは、総務費が3,735万9,000円ということで、保険給付費が14億7,081万5,000円、国民健康保険事業費納付金4億6,574万1,000円、それから保健事業費2,197万3,000円を計上させていただきます。

次に、議案第10号令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本案は、歳入歳出予算総額を3億7,789万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億5,711万9,000円、一般会計繰入金が1億2,074万5,000円を計上させていただきます。

歳出の主なものは、総務費が1,265万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億6,263万3,000円を予定しておるところでございます。

次に、議案第11号令和5年度築上町水道事業会計予算についてでございます。

本案は、業務の予定量と収益的・資本的収入支出額を定めるものでございます。

内容については、収益的収入及び支出は、水道事業収益4億4,214万5,000円、水道事業費用4億6,442万9,000円でございます。

資本的収入及び支出は、資本的収入が8,607万3,000円、資本的支出1億4,121万2,000円でございます。

また、一時借入金の限度額を3億円と定めておるところでございます。

次に、議案第12号令和5年度築上町下水道事業会計予算についてでございます。

本案は、業務の予定量と収益的・資本的収入支出額を定めるものでございます。

内容については、収益的収支として、下水道事業収益が6億2,754万2,000円、下水道事業費用が6億2,200万2,000円。

資本的収支といたしまして、資本的収入が2億246万7,000円、資本的支出が3億7,556万5,000円となっており、また、一時借入金については8,800万円を限度と定めておるところでございます。

また、築上町下水道事業全体計画等の見直し策定業務委託料として、令和6年度に2,000万円を債務負担行為として計上させていただいております。

以上13議案、どうぞよろしく御審議をいたし、御採択のほどお願い申し上げます。

日程第14. 議案第13号

日程第15. 議案第14号

日程第16. 議案第15号

日程第17. 議案第16号

日程第18. 議案第17号

日程第19. 議案第18号

日程第20. 議案第19号

日程第21. 議案第20号

日程第22. 議案第21号

日程第23. 議案第22号

日程第24. 議案第23号

日程第25. 議案第24号

日程第26. 議案第25号

日程第27. 議案第26号

日程第28. 議案第27号

日程第29. 議案第28号

日程第30. 議案第29号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第14、議案第13号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第30、議案第29号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第29号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第13号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号築上町職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号築上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第19号築上町個人情報保護審査会条例の制定について、議案第20号築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号築上町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号築上町手話言語条例の制定について、議案第27号築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第13号は築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本案は、国家公務員の特別職に準じて、本町特別職期末手当支給月数の改定を行うものでございます。国家公務員特別職は、国家公務員一般職に準じて期末手当の増減を行っていましたが、本町では、合併以来ずっと減額改定については実施をし、増額改定では見送りをしておったというわけでございます。そういう形の中で国家公務員の特別職と支給率を同等にするために、今回条例改正をする。

なお、議員さんにおいても、今までは議員さんの期末手当については職員の例によるという形であったんですけど、今回は特別職の例によるという形で改めをさせていただきたく提案をしておるところでございます。

次に、議案第14号については、その関連の議案でございますが、築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで関連議案でございます。

それから次に、議案第15号築上町職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、本条例案は、公益法人制度改革により福岡県市町村福祉協会が社団法人から一般社団法人になったことに伴い、名称を変更するものでございます。現行の運用のとおりの方の定義を行うものでございますが、築上町職員互助会に関する条例の一部を改正するというので、上部団体の名称が変わったということで提案をしておるところでございます。

次に、議案第16号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例案は、人事院が国家公務員の休憩時間を一斉に付与しない条件を拡張する改正をすることから、国家公務員との権衡を図るため、築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第17号は築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本案は、これも人事院が国家公務員の育児短時間勤務職員の勤務開始時間を早め、より柔軟に勤務時間を設定できるように改正することから、国家公務員との権衡を図るため、築上町職員の育児休業等に関する条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号築上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

本条例案は、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律において個人情報の保護に関する法律の改正があり、新たに条例を制定するもので、これが、この条例を提出する理由でございます。

次に、議案第19号築上町個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。

本条例案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において個人情報の保護に関する法律の改正があり、これに新たな条例を制定するものでございます。

次に、議案第20号、これも築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案も、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律において個人情報の保護に関する法律の改正があり、築上町情報公開条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、非常に長い例題でございますけれども、本条例案も行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正がございまして、今回この条例を提出するものでございます。

次に、議案第22号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第23号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令、それから児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、本町においても築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第24号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第25号築上町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本条例案は、子ども家庭庁設置法に伴う関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、築上町子ども・子育て会議条例の一部を改正するものでございます。

それから、議案第26号築上町手話言語条例の制定でございます。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法の一部を改正する法律により、ようやく手話が言語として位置づけられました。手話に対する理解が深まっている現状ではなく、手話によって必要な情報を得ることやコミュニケーションを図ることができる環境は十分に整っていません。

本条例案は、築上町において、ろう者とろう者以外の者が共生する地域共生社会の実現のため、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに町、町民及び事業所の責務と役割を明らかにするとともに、手話普及のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため制定するものでございます。

これは、かねてから皆様方からいろんな質問が出ておりましたが、ようやく制定の手はずになってきたところでございます。

次に、議案第27号築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

福岡県の重度障がい者医療費支給制度の改正に伴い、築上町重度障がい者医療費の支給に関す

る条例の一部を改正するものでございます。

議案第28号築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本案は、築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の改正に伴い、本条例における引用条項等が変更となるため、築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の一部を改正するものでございます。

議案第29号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

健康保険法施行令の改正に伴い、築上町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

なお、これは出産の給付金、改正後は48万8,000円、従前は40万8,000円でしたがけれども、8万円の増額と。あと、規則分で1万2,000円プラスになるので、支給額は総額50万となるような形の条例改正でございます。

以上が一括した説明でございましたけれども、よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

日程第31. 議案第30号

日程第32. 議案第31号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第31、議案第30号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第32、議案第31号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第31号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第30号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

議案第31号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第30号は公の施設に係る指定管理者の指定でございます。

本案は、築上町寒田生産物直売所に係る指定管理者の指定についてでございます。

本施設は、まこちの里運営委員会に対し、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本施設は、山村振興地域の活性化を図る事業という形で設置をしたものでございまして、これを公募するのには適当でなく、やはり山村地域の寒田地区の皆さんによって運営をしていただくということが当初からの理念でございますので、この形でまこちの里運営委員会に対して指定管理をするものでございます。

次に、議案第31号、これについては、やはり公の施設に係る指定管理者の指定でございますが、本案は築上町築城共同育苗施設に係る指定管理の指定でございますが、本施設は、福岡京築農業協同組合に対し、指定管理を行うため、下記の理由を付し、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本施設は共同育苗施設というふうなことで農協がずっと指定管理をして運営をしておりますが、引き続き農協のほうに指定管理をしながらこの運営をしていただくというようなことで、今回、指定管理を再度する予定でございます。

以上でございます。よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

日程第33. 議案第32号

日程第34. 議案第33号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第33、議案第32号築上町教育委員会教育長の任命についてから、日程第34、議案第33号築上町公平委員会委員の選任についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第33号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） **議案第32号**築上町教育委員会教育長の任命について、築上町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

議案第33号築上町公平委員会委員の選任について、築上町公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第32号は築上町教育委員会教育長の任命についてでございます。

本案は、築上町教育委員会教育長久保ひろみ氏が令和5年3月24日をもって任期満了になります。引き続き教育長の任に当たっていただきたく任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第33号については、築上町公平委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、築上町公平委員会委員末永隆氏が令和5年1月20日をもって辞任をいたしました。新たに築上町公平委員会委員として浦田靖氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

なお、浦田氏は小学校の教員を長くやって、現在家におるという状況でございますので、よろしく御同意のほどお願ひ申し上げます。

日程第35. 議案第34号

○議長（武道 修司君） 日程第35、議案第34号町道路線の変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第34号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。

令和5年3月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第34号は、町道路線の変更でございます。

本案は、水原2号線について、特定防衛施設周辺整備事業により一部道路の改良工事を行いました。起点部について当時付け替えを行った路線ですが、路線の変更の手續に遺漏がございました。そのため、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願ひ申し上げます。

日程第36. 議案第35号

○議長（武道 修司君） 日程第36、議案第35号権利の放棄についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第35号権利の放棄について、築上町住宅新築資金等貸付金に係る権利の放棄について、下記のとおり議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第35号は権利の放棄でございます。

住宅新築資金等貸付金は、国から市町村への住宅新築資金等貸付制度の助成が開始され、本町においては昭和41年度から昭和61年度までの期間に740件の貸付けを行ってきたものですが、令和4年12月31日現在、住宅新築資金等貸付事業特別会計の滞納件数は172件、それから償還未済額は4億3,478万6,137円ということで、このことは非常に滞納額が多いということで皆さんも御承知のとおりでございますが、高齢で死亡なされた方、それから生活困窮などによって長期間の滞納も発生しておるところです。

そして滞納者に対しては、これまでも納付相談等々行って無理のない返済を行ってきておりますが、亡くなった方の相続関係で権利放棄者があつたりという形の中で、どうしても支払いができないという方々の金額を国からの償還推進助成という形で補助を頂いております。この補助を頂いた部分を権利放棄しようというような形でございますので、よろしく御審議を頂きながら、今までこれを権利放棄をずっと、まだ帳簿上残しておったということで帳簿上から消していこうと、償還助成いただいたものについてはそういう形で整理をもう少しこれをやろうかという形になりまして、今回まとめて整理をさせていただくものでございます。

以上です。

日程第37. 議案第36号

○議長（武道 修司君） 日程第37、議案第36号築上町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第36号築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第36号は築上町教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、築上町教育委員会委員茅田香氏が令和5年3月24日をもって任期満了になります。新たに築上町教育委員会委員に鱒淵尚徳氏を任命する案件でございます。

なお、鱒淵氏の履歴については、お手元に御配付をしておる履歴のとおりでございます。よろしく御審議を頂き、御同意を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、3月7日火曜日正午までに所定の様式で事務局まで提出をしてください。

これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時01分散会
